

# ○大府市農業経営基盤強化資金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成することにより地域農業の安定的発展を図るため、農業経営基盤強化資金の融資について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）及び農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達）並びに大府市農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱の規定に基づく農業経営基盤強化資金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 本資金の貸付対象者は、次のいずれかに該当する農業者で大府市に住所を有するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けている者
- (2) 前号の認定を受けた法人の構成員又はその構成員になろうとする者。ただし、当該法人への出資金等を借入れする場合に限る。

(経営改善資金計画の認定)

第3条 本資金の借入れを希望する農業者は、前条に定める農業経営改善計画を資金面に反映した経営改善資金計画を作成し、大府市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の認定を受けなければならない。

2 推進会議は、次の要件を満たさなければ、経営改善資金計画を認定することができない。

- (1) 経営改善資金計画が農業経営改善計画に即したものであること。
- (2) 経営改善資金計画が農業経営改善計画の達成に必要なものであり、かつ、それに基づく融資の実行によって農業経営改善計画の達成が確実と見込まれること。
- (3) 農業経営改善計画に基づく経営改善の実施によって、借入金の償還が確実に行われると見込まれること。
- (4) 簿記記帳を行なっていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

3 経営改善資金計画の認定申請書は、本資金の借入れを希望する金融機関を経由して、推進会議へ提出するものとする。

(資金使途)

第4条 本資金の資金使途は、農業経営の改善を図るのに必要な次に掲げる事業又は資金とする。

- (1) 農地等の取得
- (2) 農地等の改良等
- (3) 農業経営用施設、機械等の改良、造成又は取得
- (4) 農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成又は取得

- (5) 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等
- (6) 家畜又は果樹の導入、農地賃借料の支払いその他農業経営の改善を図るに必要な長期資金
- (7) 負債の整理その他農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金  
(最高限度額)

第5条 本資金の最高限度額は、次のとおりとする。ただし、前条第7号の資金については、次の額の5分の1を限度とし、同号の資金とその他の資金の合計額が次の額を超えないものとする。

- (1) 個人 1億5千万円。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3億円
  - ア 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体
  - イ 主たる従事者を複数有する経営体又は複数となる経営体
  - ウ 当該経営体の所在する地域の状況により、相当の規模拡大をもって地域の担い手となることが求められる経営体
- (2) 法人 5億円。ただし、3名を超える常時従事者1名につき5千万円を加えることができる。この場合において、加算後の限度額は、当該法人の経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額又は10億円のいずれか低い額とする。

(利子補給補助)

第6条 大府市は、農業者の経営発展を支援するため、別に定めるところにより本資金を借入れた農業者に対して利子補給補助を行う。

(償還期限等)

第7条 償還期限は、25年以内（うち据置期間10年以内）とする。

(融資機関)

第8条 本資金の融資機関は、直接貸付けの場合は、株式会社日本政策金融公庫又はその受託金融機関とし、転貸による貸付けの場合は、あいち知多農業協同組合とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。